

平成29年大川市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月10日(火)

開 会 午前9時30分～午前10時閉会

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(15人)

会 長 16番 田中 博文

第1副会長 11番 吉川 康則

第2副会長 3番 辻 律子

委 員 1番 梅崎 隆利 2番 野口 至米子 4番 宮原 晶彦

5番 石橋 増隆 6番 河野 洋一 7番 古賀 博美

8番 古賀 林允 9番 龍 靖男 12番 植木 幸治

13番 古川 敬次郎 14番 志牟田 文彦 15番 佐藤 操

4. 欠席委員(1人)

10番 眞崎 直満

5. 付議議題

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 大川市農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第18条第6項通知について

報告第2号 使用貸借の合意解約届出書について

6. 事務局

局長 柿添 量之、 次長 宮崎 隆三、 主任主事 高良 崇史

7. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、あけましておめでとうございます。定刻となりましたので、ただいまから平成29年第1回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員16名中、15名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議 長 これより、「平成29年第1回大川市農業委員会総会」を開会いたします。それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第1号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1 番から 2 番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請についてご説明いたします。議案書の 1～2 ページをご覧ください。1 番は、譲受人の要望により隣接地を贈与により取得するもので、譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題はありません。また、農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しておらず、許可要件をすべて充たしており、問題ないと考えます。2 番は、兄弟への贈与であり、譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題はありません。また、農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しておらず、許可要件をすべて充たしており、問題ないと考えます。以上です。

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1 番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長

ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1 番の許可申請については、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長

挙手全員であります。

よって、1 番は申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、2 番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長

ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2 番の許可申請については、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長

挙手全員であります。

よって、2 番は申請どおり許可することに決定いたします。

以上で、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第 2 号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

それでは、議案第 2 号大川市農用地利用集積計画についてご説明いたします。

議案書の 3～80 ページをご覧ください。大川市長より平成 28 年 12 月 26

日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。所有権移転2件及び農地中間管理事業254件で合計990筆の1,175,341㎡であります。所有権移転1番は反当り約57万円で、2番は反当り150万円です。以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
本件について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
はい、1番

梅崎委員 法人毎で賃料にばらつきがあるが、田の条件が違うのか。
事務局 推進機構は、地域の標準的な賃料と言っており、法人がそれぞれ決めている賃料であります。

議 長 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。
はい、9番

龍委員 意見として、賃借料は各地区でばらばらだが、市で統一した方がいいのではないかと思う。

議 長 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。
はい、12番

植木委員 賃借期間が6年と10年があるが何か意味があるのか。
事務局 6年は県単事業の期間であり、賃借期間で単価が違うので、各法人で決めた方がよい。
他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
ご意見等なしと認めます。
これで、審議を終わります。
ただいまから、採決いたします。

議案第2号大川市農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手を願います。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第2号大川市農用地利用計画集積計画については、計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

次に、報告第1号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の通知についてご報告いたします。
議案書の81～117ページをご覧ください。

154件の届出がっております。全て利用権設定の合意解約で、解約理由

は借り手の変更 8 2 件・その他 7 1 件・本人耕作 1 件でございます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。みなさん、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

ほかに、ご質疑等なしと認めます。

以上で、報告第 1 号を終わります。

次に、報告第 2 号使用貸借の合意解約届出についてを議題といたします。

農地の使用貸借の合意解約の届出の報告をいたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第 2 号使用貸借の合意解約届出についてご報告いたします。

議案書の 1 1 8 ～ 1 2 9 ページをご覧ください。

3 9 件の届出がっております。解約理由は借り手の変更 3 6 件・その他 3 件でございます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。

皆さん、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長 ほかに、ご質疑等なしと認めます。以上で、報告第 2 号を終わります。

以上で、審議を終わりました。

つぎに、署名委員を指名いたします。

2 番 野口 至米子 委員

3 番 辻 律子 委員

を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

議 長 よって、左様決しました。

以上で、第 1 回大川市農業委員会総会を閉会いたします。